

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成27年10月7日)

項目

ページ

- 1 TPP協定交渉合意の状況（農林水産物）について
【とっとり農業戦略課】 1

農 林 水 産 部

TPP協定交渉合意の状況（農林水産物）について

平成27年10月7日
とっとり農業戦略課

9月30日～10月5日の間、米国で行われたTPP協定交渉閣僚会合の結果、交渉参加国間で、協定締結に向けた大筋合意がなされました。

1. TPP協定交渉 農林水産物の合意ポイント（別添農林水産省資料参照） (1) 日本への輸入関税（主な品目）

品目	現行関税	合意内容												
米	341円/kg →別途、MA米(無税の義務輸入枠)として77万トン/年を輸入	<ul style="list-style-type: none"> 国家貿易制度と輸入関税を維持 MA米とは別枠で、米国・豪州にSBS方式の国別枠を新設(当初5.6万トン/年、13年目以降7.84万トン/年) MA米の枠内で、「中粒種・加工用米」のSBS方式の輸入枠を新設(6万トン/年) <p>→「米豪向け新設輸入枠」の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>米国</td> <td>1年目に5万トン/年、13年目以降に7万トン/年</td> </tr> <tr> <td>豪州</td> <td>1年目に0.6万トン/年、13年目以降に0.84万トン/年</td> </tr> </table>	米国	1年目に5万トン/年、13年目以降に7万トン/年	豪州	1年目に0.6万トン/年、13年目以降に0.84万トン/年								
米国	1年目に5万トン/年、13年目以降に7万トン/年													
豪州	1年目に0.6万トン/年、13年目以降に0.84万トン/年													
牛肉	38.5%	<ul style="list-style-type: none"> 輸入関税を段階的に引下げ 輸入急増時のセーフガードを導入 <p>→関税とセーフガードの推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年数</th> <th>関税</th> <th>セーフガード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>27.5%</td> <td>38.5%(59.0万トン時)</td> </tr> <tr> <td>10年目</td> <td>20%</td> <td>30%(69.6万トン時)</td> </tr> <tr> <td>16年目以降</td> <td>9%</td> <td>18%(73.8万トン時)</td> </tr> </tbody> </table>	年数	関税	セーフガード	1年目	27.5%	38.5%(59.0万トン時)	10年目	20%	30%(69.6万トン時)	16年目以降	9%	18%(73.8万トン時)
年数	関税	セーフガード												
1年目	27.5%	38.5%(59.0万トン時)												
10年目	20%	30%(69.6万トン時)												
16年目以降	9%	18%(73.8万トン時)												
豚肉	高価格帯(従価税) 4.3%	<ul style="list-style-type: none"> 輸入関税を段階的に引下げ・撤廃(中価格帯の差額関税制度は維持) 輸入急増時のセーフガードを導入 <p>→関税とセーフガードの推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年数</th> <th>関税</th> <th>セーフガード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>2.2%</td> <td>4.0%(※)</td> </tr> <tr> <td>10年目</td> <td>撤廃</td> <td>2.2%(※)</td> </tr> <tr> <td>12年目以降</td> <td>↓</td> <td>撤廃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※発動基準は、過去3年間の輸入量の最高値を参考に決定)</p>	年数	関税	セーフガード	1年目	2.2%	4.0%(※)	10年目	撤廃	2.2%(※)	12年目以降	↓	撤廃
	年数	関税	セーフガード											
1年目	2.2%	4.0%(※)												
10年目	撤廃	2.2%(※)												
12年目以降	↓	撤廃												
	低価格帯(従量税) 482円/kg	<p>→関税とセーフガードの推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年数</th> <th>関税</th> <th>セーフガード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>125円/kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>10年目</td> <td>50円/kg</td> <td>70円/kg(15万トン時)</td> </tr> <tr> <td>12年目以降</td> <td>↓</td> <td>撤廃</td> </tr> </tbody> </table>	年数	関税	セーフガード	1年目	125円/kg	-	10年目	50円/kg	70円/kg(15万トン時)	12年目以降	↓	撤廃
年数	関税	セーフガード												
1年目	125円/kg	-												
10年目	50円/kg	70円/kg(15万トン時)												
12年目以降	↓	撤廃												
乳製品	バター 29.8%+985円/kg 脱脂粉乳 21.3%+396円/kg →別途、カレントアクセス(低関税の義務輸入枠であり、バター35%・脱脂粉乳25%)として生乳換算13.7万トン/年を輸入	<ul style="list-style-type: none"> 国家貿易制度と輸入関税を維持 カレントアクセスとは別枠で、バター・脱脂粉乳の低関税輸入枠を新設(6年目以降生乳換算7万トン/年) <p>→「低関税輸入枠」の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>バター</td> <td>4万6千トン</td> </tr> <tr> <td>脱脂粉乳</td> <td>2万4千トン</td> </tr> </table> <p>(※当初6万トン、6年目以降7万トン)</p>	バター	4万6千トン	脱脂粉乳	2万4千トン								
バター	4万6千トン													
脱脂粉乳	2万4千トン													
林産物	合板 6%~10% 製材 4.8%	<ul style="list-style-type: none"> 輸入関税を段階的に引下げ・撤廃(国別で設定され、マレーシア合板の場合16年目で撤廃) 輸入急増時のセーフガードを導入 												
水産物	(例) かつお・まぐろ類、さけ・ます 3.5%	<ul style="list-style-type: none"> 重要品目の海藻類(のり、こんぶ等)は、輸入関税を段階的に引下げるが、関税維持 その他品目は関税撤廃(あじ・さば類は16年目で、かつお・まぐろ類、さけ・ますは11年目で撤廃) 												

※「SBS方式」とは、国家貿易の下(国が入札実施)、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式

(2) 各国の対日関税（主な輸出品目）

- 牛肉の関税撤廃（撤廃期間→米国：15年、カナダ：6年、メキシコ：10年）
- 米国は日本産牛肉の無税輸入枠を設定（関税撤廃までの期間中に設定され、最終年は6,250トン/年）
- 梨の関税撤廃（米国・カナダともに即時撤廃）
- 米の関税撤廃（撤廃期間→米国：5年）

2. 県の対応

10月5日、「TPP対策に係る庁内検討会議」を開催したところであり、以下項目について、速やかに対応することを確認した。

- ・ TPP協定交渉合意内容の詳細把握
- ・ 交渉各分野の県内影響把握
- ・ 国への施策提言 等

TPP 農林水産物市場アクセス交渉の結果

1 米：

(1) 米及び米粉等の国家貿易品目

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（米の場合 341 円/kg）を維持。

② 米国、豪州にSBS方式の国別枠を設定。

米国：5万t（当初3年維持） → 7万t（13年目以降）

豪州：0.6万t（当初3年維持） → 0.84万t（13年目以降）

※ 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式（6万トン）へ変更する予定。

(2) 米の調製品・加工品等（民間貿易品目）

一定の輸入がある米粉調製品等は関税を5～25%の削減とし、輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は関税を削減・撤廃。

2 麦：

(1) 小麦

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55円/kg）を維持。

② 米国、豪州、カナダに国別枠を新設（計19.2万t（当初） → 25.3万t（7年目以降）・SBS方式）。

③ 既存のWTO枠内のマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要5銘柄以外的小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水準に設定。

④ 小麦製品については、小麦粉調製品等にTPP枠又は国別枠を新設（4.5万t（当初） → 6万t（6年目以降））し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニ・スパゲティは、関税を9年目までに60%削減。

(2) 大麦

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率 (39 円/kg) を維持。
- ② TPP 枠を新設 (2.5 万 t (当初) → 6.5 万 t (9 年目以降)・SBS 方式)。
- ③ 既存の WTO 枠内のマークアップを 9 年目までに 45% 削減し、新設する TPP 枠内のマークアップも同じ水準に設定。
- ④ 麦芽については、現行の関税割当数量の範囲内において、米国、豪州、カナダの国別枠を設定 (計 18.9 万 t (当初) → 20.1 万 t (11 年目以降))。

3 甘味資源作物：

(1) 砂糖

- ① 粗糖・精製糖等については、現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。
 - ア 高糖度 (糖度 98.5 度以上 99.3 度未満) の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。
 - イ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入 (粗糖・精製糖で 500 トン) を認める。
- ② 加糖調製品については、品目ごとに TPP 枠を設定 (計 6.2 万 t (当初) → 9.6 万 t (品目ごとに 6~11 年目以降))。

(2) でん粉

現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。

- ① 現行の関税割当数量の範囲内で、TPP 枠を設定 (7.5 千 t)。
- ② TPP 参加国からの現行輸入量が少量のでん粉等 (コーンスターチ、ばれいしょでん粉等) については、国別枠を設定 (計 2.7 千 t (当初) → 3.6 千 t (品目ごとに 6~11 年目以降))。

4 牛肉：

- (1) 関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減。

(38.5% (現行) → 27.5% (当初) → 20% (10 年目) → 9% (16 年目以降))

- (2) セーフガード：

- ① 発動数量 (年間) : 59 万 t (当初) → 69.6 万 t (10 年目) → 73.8 万 t (16 年目) (関税が 20% を切る 11 年目以降 5 年間は四半期毎の発動数量も設定。)

- ② セーフガード税率：38.5%（当初）→30%（4年目）→20%（11年目）→18%（15年目）
 16年目以降のセーフガード税率は、毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば次の年は削減されない）、4年間発動がなければ廃止。
 家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用（当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末月まで不適用）。

5 豚肉：

- (1) 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524円/kg）を維持。
- (2) 従量税は関税撤廃を回避。
 従価税（現行4.3%）：2.2%（当初）→0%（10年目以降）
 従量税（現行482円/kg）：125円/kg（当初）→50円/kg（10年目以降）
- (3) セーフガード：輸入急増に対し、従量税を100-70円/kgに、従価税を4.0-2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを措置（11年目まで）。

6 乳製品：

(1) 脱脂粉乳・バター

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（脱脂粉乳21.3%+396円/kg等、バター29.8%+985円/kg等）を維持。
- ② TPP枠を設定（生乳換算）

脱脂粉乳	2万659t（当初）	→	2万4102t（6年目以降）
	（製品 3,188t	→	3,719tに相当）
バター	3万9341t（当初）	→	4万5898t（6年目以降）
	（製品 3,188t	→	3,719tに相当）
<hr/>			
合計	6万t（当初）	→	7万t（6年目以降）

(2) ホエイ

脱脂粉乳と競合する可能性が高いものについて、21年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。

(3) チーズ

- ① モッツァレラ、カマンベールなどについては、現行関税を維持。
- ② チェダー、ゴーダ、クリームチーズ等については、16年目までの長期の関税撤廃期間を設定。
- ③ プロセスチーズについては少量の国別枠、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては国産使用条件付き無税枠を設定。

7 5品目以外の農産物：

- (1) 小豆及びいんげん豆については、枠内関税を撤廃するものの、枠外税率を維持。こんにやく及びパイナップル缶詰については、枠外税率を15%削減。いずれも関税割当制度を維持。
- (2) このほか、鶏肉、鶏卵、オレンジジュース、りんご等一部の品目について、11年目まで又はそれを超える関税撤廃期間を設定。
- (3) また、競走馬、オレンジについて、セーフガードを措置。

8 林産物：

- (1) 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいもの（マレーシア、NZ、カナダ、チリ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材）については、16年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。
- (2) なお、違法に伐採された木材の貿易に対する規律についても合意。

9 水産物：

- (1) あじ・さばについては12～16年目までの長期の関税撤廃期間を、主要なまぐろ類、主要なさけ・ます類、ぶり、するめいか等については11年目までの関税撤廃期間を、それぞれ設定。
- (2) 海藻類（のり、こんぶ等）については、関税を15%削減。
- (3) なお、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、政策決定権を維持。

10 各国の対日関税：

我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て（牛肉、米、水産物、茶等）で関税撤廃を獲得。具体的には、以下の措置を獲得。

- ① 米国向けの牛肉については、15年目に関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20～40倍（3,000t（当初）→6,250t（最終年））に相当する数量の無税枠。
- ② 米国向けの米については、5年目に関税撤廃。
- ③ また、近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時の関税撤廃。